

# 改善報告書

平成 24 年 8 月 7 日

株式会社大阪証券取引所

取締役社長 米田 道生 殿

株式会社 平賀  
代表取締役社長 中村 則丈



この度、平成 24 年 5 月 28 日付け「平成 23 年 3 月期の配当金について」、「(訂正・数値データ訂正あり)「平成 24 年 3 月期 決算短信 [日本基準] (連結)」の一部訂正について」、「平成 24 年 3 月期の剰余金の配当に関するお知らせ」、「平成 25 年 3 月期の配当予想の修正に関するお知らせ」の開示につきまして、JASDAQにおける有価証券上場規程第 36 条第 1 項第 1 号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を提出いたします。

## 1. 事象

当社は、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 56 回定時株主総会において、1 株当たり 30 円の配当金を行うことを決議し実施いたしました。かかる配当金は、結果として会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、平成 23 年 3 月期末配当金の支払いをしたことが判明いたしました。

これにより、平成 24 年 3 月期末配当金においても、分配可能額がマイナスの状況であったため無配とし、平成 25 年 3 月期末の配当予想についても無配としております。

## 2. 経緯

- (1) 平成 23 年 6 月 29 日開催の第 56 回定時株主総会において、1 株当たり 30 円の配当金を行うことを決議し実施いたしました。
- (2) 会社においては、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、剰余金の処分として 1 株あたり 30 円を平成 24 年 3 月期の期末配当として実施する議案を、同年 6 月 28 日開催の定時株主総会に付議する旨決議されておりました。
- (3) その後、当該株主総会開催に向けて招集通知を発送するに先立ち、会社専務取締役平賀治郎が、当該議案の期末配当金額が会社法 461 条 1 項、2 項及びこれにより引用される会社計算規則 156 条ないし 158 条により設定される剰余金の配当の上限を画する「分配可能額」の範囲内にあるかにつき検証を行うよう指示しました。
- (4) 平成 24 年 5 月 28 日に、これに応じた検証作業によって、当該議案の対象となる平成 24 年 3 月期の期末配当金額が「分配可能額」を超えていることが判明するとともに、過去の期末配当金について検証を実施した結果、前事業年度である平成 23 年 3 月期の期末配当金も「分配可能額」を超えていたことが判明いたしました。

(5) この事象の判明したことを受けまして、同日当社は下記のとおり社内調査委員会を設置いたしました。

① メンバー構成

委員長 取締役管理本部長 柴田憲一

委員 管理部長 須賀通雄

委員 経理課長 鈴木達也

② 調査期間

平成 24 年 5 月 28 日から同月 31 日まで

③ 社内調査の方法

発生の経緯、本件関係者に対するヒアリング、発生原因の分析等を行いました。

④ 本件発生原因の分析

A 「剰余金処分の件」の議案審議において、剰余金の分配可能額に関する計算が管理部において過去に算定した経緯はあるが、最近では算定しておりませんでした。また、取締役会及び監査役会におけるそれぞれのチェックが機能せず、本件の発生に気付きませんでした。

B 平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本件の配当について付議し承認可決されましたが、自己資本比率 25.5%、1 株当たり純資産額 296.37 円と財政状態が安定しており、起案取締役も異常に気付かず議案を説明し、その場に参加した取締役及び監査役全員も議案の異常性に気付きませんでした。

C 決算実務担当部署である経理課において、会社法改正（平成 18 年改正）による正当な配当金の算出方法を正しく理解しておりませんでした。

D 分配可能額の計算に関して、関係部署間での役割分担・責任の所在が明らかにされておりませんでした。

E 外部の専門家に対する無形の依存度が高いことによつて株主総会招集通知（計算書類等）について、会計監査人等外部専門家に対し、依存感があり、自らの専門的な知識の向上及び再確認の意識に欠けておりました。

(6) 外部調査委員会の設置

会社は、社内調査委員会における調査を実施したが、社内調査委員会の調査を実施したのみでは、期末配当金支払いの実態の解明、発生原因の究明、再発防止策の策定等について十分な成果を得られないと判断し、平成24年5月31日、外部調査委員会を設置いたしました。

(7) 外部調査委員会の調査概要

① メンバー構成（敬称略）

委員長 岩崎 晃（弁護士）

委員 吉田 猛（公認会計士）

委員 赤堀有吾（弁護士）

## ② 調査対象期間

調査対象期間については、主として本件が発生した平成23年3月期の期末配当の意思決定が行われた時期としたが、外部調査委員会としては、再発防止措置の提言には、当該意思決定過程が構築された原因を過去に遡って把握する必要があると考え、会社が日本証券業協会（現JASDAQ）に上場した平成12年頃以降を視野に入れて調査を実施しております。

## ③ 調査目的事項

会社から外部調査委員会に対して依頼した調査目的事項は、平成23年6月29日開催の第56回定時株主総会において、1株当たり30円、総額110,507,190円の剰余金を期末配当金として支払う旨決議し配当を実施した件（以下、「本件」という。）に関する以下の事項であります。

- A 本件が法令に反することの確認
- B 本件の意思決定過程の確認
- C 本件の意思決定がなされた原因の究明
- D 本件の意思決定に関与した会社役員の実態の指摘
- E 本件の再発を防止するために必要な措置の提言

## ④ 外部調査委員会の調査方法

- A 分配可能額の算定方法の検証
- B 剰余金の配当の意思決定過程に関する社内規程等社内資料の確認
- C 剰余金の配当の意思決定過程に関する関係者からの事情聴取

## ⑤ 再発防止策の提言

本件は、会社において、剰余金の配当における分配可能額の確認を怠ったことが直接の原因であり、それ自体の再発を防止する方策については、分配可能額の確認を怠らない仕組みをすることで十分である。しかしながら、その背景に事情が存在するため、同様の事態が発生する危険が潜んでおり、そのような事情の解消が再発の防止には不可欠であると考えられるため、直接の原因のみならず背景に存在する事情を踏まえた再発防止策を提言する。

- A 適正な体制の整備
- B 固定観念の除去
- C 管理部門の充実
- D 役員の実態の把握
- E 外部専門家への依存の解消

## (8) 関与者の責任

取締役及び監査役は、その責任を重く受け止め、役員及び役員関連株主において総額60,417,500円を補填することといたしました。

なお、当該補填の原資の一部に、月額報酬の一部や将来の役員退任に伴う退職慰

労金を充てることを予定しております。

(9) 事後対応

当社は、本件に対する事後対応といたしまして、平成24年6月8日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催予定の定時株主総会で、「資本準備金」を「その他資本剰余金」、「利益準備金」を「繰越利益剰余金」にそれぞれ振り替えることを付議することを決議し、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、承認可決され、効力発生日である平成24年7月20日をもって確定いたしました。

内容につきましては、以下のとおりであります。

① 資本準備金および利益準備金の額減少の目的

当社は、分配可能額の充実を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部および利益準備金の全額を減少するものであります。

② 資本準備金および利益準備金の額減少の要領

A 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額425,177,556円のうち315,177,556円を減少し、資本準備金を110,000,000円とする。

B 資本準備金の額の減少方法

減少する資本準備金315,177,556円全額を「その他資本剰余金」に振り替える。

C 減少すべき利益準備金の額

利益準備金の額94,313,364円を94,313,364円減少し、0円とする。

D 利益準備金の額の減少方法

減少する利益準備金94,313,364円全額を「繰越利益剰余金」に振り替える。

③ 資本準備金および利益準備金の額減少の予定日

A 取締役会決議日	平成24年6月8日(金曜日)
B 債権者異議申述公告	平成24年6月18日(月曜日)
C 債権者異議申述最終期日	平成24年7月19日(木曜日)
D 株主総会決議日	平成24年6月28日(木曜日)
E 効力発生日	平成24年7月20日(金曜日)

3. 原因及び問題点

(1) 外部調査委員会より指摘された原因

- ① 「剰余金の処分」の議案の審議において、以前から分配可能額に関する計算書が作成されておらず、取締役会、監査役会それぞれにおいて、分配可能額についてのチェックができなかった。
- ② 自己資本比率25.5%、1株当たり純資産額296.37円と財政状態が安定しており、本件を定時株主総会に付議することを承認した取締役会において、起案取締役も異常に気付かず議案を説明し、その場に参加した取締役及び監査役全員も議案の異常性に気付かなかった。
- ③ 決算実務担当部署である経理課において、会社法改正(平成18年改正)による正当な配当金の算出方法を正しく理解していなかった。
- ④ 分配可能額の計算に関して、関係部署間での役割分担・責任の所在が明らかにされ

ていなかった。

- ⑤ 外部の専門家に対する無形の依存度が高いことにより、株主総会招集通知（計算書類等）について、会計監査人等外部専門家に対し依存感があり、自らの専門的な知識の向上及び再確認の意識に欠けていた。

(2) 外部調査委員会よりいただいた提言

会社において、剰余金の配当における分配可能額の確認を怠ったことが直接の原因であり、それ自体の再発を防止する方策については、分配可能額の確認を怠らない仕組みを作ることで十分である。しかしながら、本件が法令に違反することを発見する機会（株主総会での審議を除く）が、以下①ないし④のとおり存在し、それらの各過程における間接的な原因として以下AないしEの事情が認められた。

- ① 代表取締役が取締役に提案する配当議案を作成するまでの過程
  - ② 取締役会における配当議案の株主総会への付議の審議過程
  - ③ 監査役会において（あるいは、監査役により）定時株主総会に上程される配当議案が法令・定款に違反していないことを確認する過程
  - ④ 配当議案を掲載した定時株主総会招集通知の作成過程
- 間接的な原因として認められた事情は以下であります。

- A 每期分配可能額の検証をすべきという意識の欠如
- B 每期1株当たり30円の配当が当然であるという認識
- C 管理体制の不十分さ
- D 役員の役割分担の不適切さ
- E 外部専門家への依存

これらの事情が存在する以上、同様の事態が発生する危険が潜んでおり、そのような事情の解消が再発の防止には不可欠であると考えられる。

#### 4. 改善措置

(1) 分配可能額を超えた配当を行わないための改善措置

今回の事象につきましては、外部調査委員会の提言として、剰余金の配当における分配可能額の確認を怠ったことが直接の原因であり、分配可能額の確認を怠らない仕組みを作ることとされております。

しかし、会社にある背景には、同様の事態が発生する危険が潜んでおり、そのような事情の解消が再発の防止には不可欠であると考えられております。

上記の原因等を踏まえ、外部調査委員会より再発防止策を提言されましたので、当社といたしましては、真摯に受け止め、このような事象が二度と発生しないように努めてまいります。

なお、参考資料といたしまして下記の資料を別紙で提出いたします。

別紙①「改善スケジュール表」

別紙②「業務フロー新旧比較表」

### 別紙③「剰余金の分配可能額計算書」

以上の資料は、再発防止に向けた改善措置の実施状況（実施済みを含む）、再発防止のため見直された業務フロー、分配可能額を把握するための計算書類等があります。

外部調査委員会より提言された再発防止策に対する当社の取り組みについては、次のとおりであります。

#### ① 適正な体制の整備

- A 剰余金の配当を行う議案を株主総会に付議するまでのいくつかの過程における責任と権限の所在の明確化。
- B 剰余金分配可能額が存在するか否かが明確に示された資料の作成。
- C 社内規定や業務フローの整備。

#### ② 固定観念の除去

毎期、1株あたり30円の期末配当を実施することが役員、あるいは、会社の責務であるとの固定観念の除去。

この固定観念によって、本来あるべき剰余金の配当は、法律上の制約を受け、資金の状況、業績等に応じて、取締役会において株主総会への上程を決議すべきものであるとの認識が欠如していたため、役員がそのような現実について正確に認識する必要があります。

#### ③ 管理部門の充実

相応な法律あるいは会計の専門的知識を必要とする業務が存在するので、これらの業務に対応しうる人材の充実を図る。

- A 専門的知識を有する人材の追加採用。
- B 現状の従業員に対する教育の強化。

#### ④ 役員の適正な役割分担

会社においては、平成21年に発覚した不祥事により、突如、代表取締役が退任するなどしたため、取締役の構成が最適とは言い難い状況にある。

上記不祥事に関連する訴訟が次々と提起され、その対応に追われ、期待されている職務に専念することが十分にできていない状況にある。

以上の実態を踏まえ、早期に役員の構成及び役割の分担について再検討を行い、それぞれが担当する職務に専念できる環境を確保します。

また、体制強化を確保するため、平成24年6月28日開催の第57回定時株主総会において、常勤監査役1名増員の議案を付議、承認可決されました。

#### ⑤ 外部専門家への依存の解消

社内業務と専門家に依頼すべき業務を詳細に分け、また、正確に把握することによって役割分担や責任を明確にいたします。

- A 外部専門家の責任の範囲の明確化

B Aによって外部専門家に判断を委ねられない業務に対する対応

C 外部専門家の責任の範囲外で、会社が責任を負う事象があるとの意識の向上

(2) 配当予想を正しく開示するための改善措置

当社は、株主への利益還元は重要であると位置づけ、1株当たり30円の配当を維持してまいりました。

当社は、分配可能額を確保しておりましたが、平成21年6月に発生いたしました当社元代表取締役の不正取引によって利益を損ない、これによって分配可能額が減少していたことに気付かず、法令に違反し、分配可能額を超えた配当を行ってしまいました。

今後の取り組みといたしましては、現状の手続きに加え、四半期毎に分配可能額を算定し、その結果が実現可能な配当であり、かつ法令で定められている範囲であるかを確認した上で正しい配当予想を開示することといたします。

以上によって、決算短信の「配当の状況」の記載や配当予想の修正（配当の有無を含む）を行う際の情報が、より信憑性の高いものとなります。

以 上

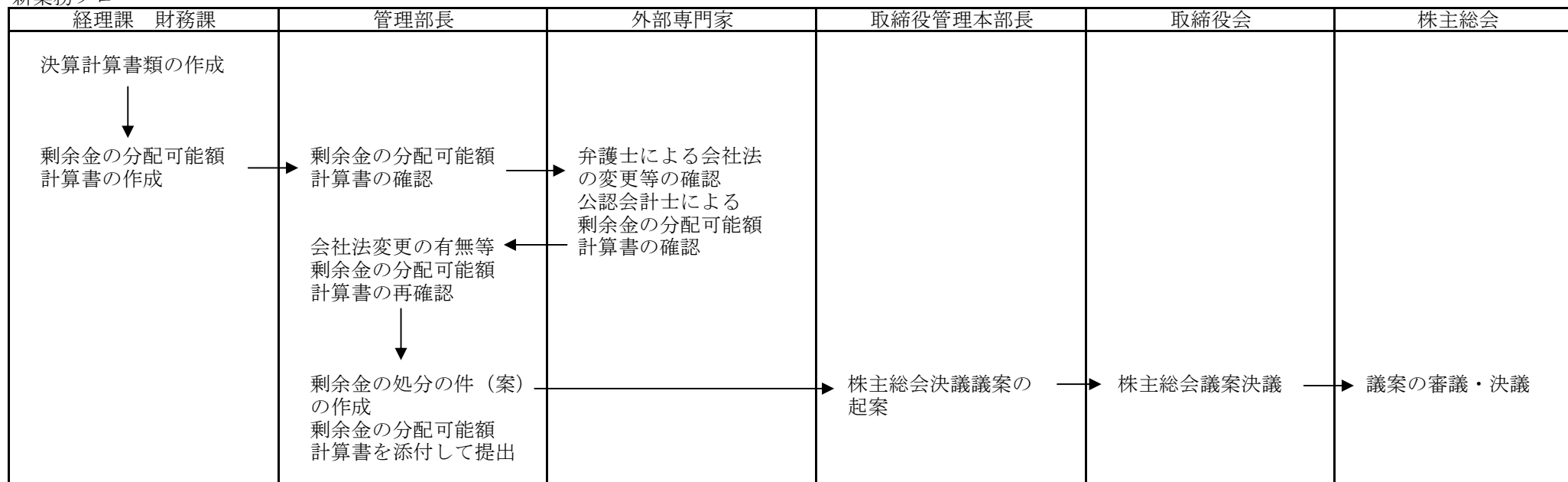
別紙①

改善スケジュール表

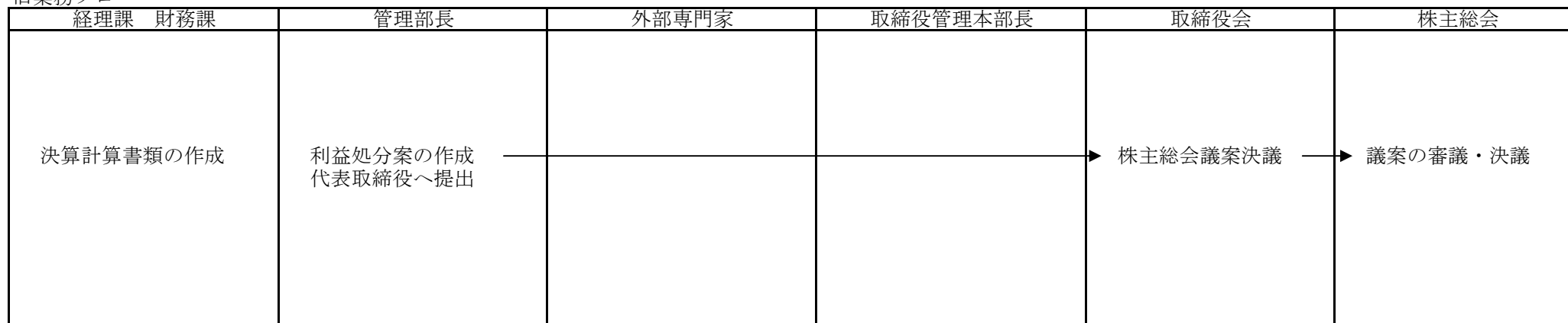
改善措置項目	H24年6月	H24年7月	H24年8月	H24年9月	H24年10月	H24年11月	H24年12月	H25年1月	H25年2月	H25年3月
①適正な体制の整備										
・剰余金の分配可能額計算書の作成		作成済								
・業務フロー新旧比較表の作成		作成済								
②固定観念の除去										
・役員、部長職研修			← 弁護士による研修予定 →							
③管理部門の充実										
・専門的知識を有する人材の追加採用			← 募 集 （ 採用者決定まで継続実施 ） →							
・実務担当部署研修		7/13 実施	← 実 施 予 定 →			← 実 施 予 定 →		← 実 施 予 定 →		
・全社的コンプライアンスの向上	← 従 来 通 り 継 続 実 施 →									
④役員の適正な役割分担										
・役員の構成			← 検 討 →							
・役割の分担の再検討			再検討・確認							
・役員の体制強化	6/28 常勤監 査役1名増員	7/11,7/19, 7/24 実施	8/1,8/6 実施	← 研 修 予 定 →						
⑤外部専門家のチェック										
・顧問弁護士、会計監査人のチェック	実施済		1Qチェック			2Qチェック			3Qチェック	
・役割分担や責任の明確化	実施済									



別紙②  
業務フロー新旧比較表  
新業務フロー



旧業務フロー



## 第〇〇期（平成〇〇年〇月期） 剰余金の分配可能額計算書

平成 年 月 日

(単位：円)

最終事業年度末日				
1	その他資本剰余金			
2	その他利益剰余金			
3	自己株式の帳簿価額			
4	その他有価証券評価差額金			金額が正の場合は0、負の場合はその額
5	土地再評価差額金			金額が正の場合は0、負の場合はその額
	小 計			①
最終事業年度末日後				
(資本金・準備金・その他剰余金の増減調整)				該当事項無し
(自己株式の増減調整)				該当事項無し
(配当に伴う増減調整)				該当事項無し
	小 計			②
分配可能額				①+②

(補足説明) 上記計算書については、公認会計士及び顧問弁護士に書式の内容確認を受けております。

(添付資料)

- この計算書の数字の元となる決算試算表
- この計算書の公認会計士による確認の証憑
- この計算書の顧問弁護士による確認の証憑